

議案第 5 号 北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部手数料条例（平成12年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事務」の次に「及び次項に定める事務」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 別表1の3の項から1の7の項までに掲げる事務（情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和4年法律第39号）第4条前段に規定する方法により手数料を納付する場合に係るものに限る。）に係る手数料は、地方自治法第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）の規定による方法により納めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

説 明

道民の利便性の向上と行政事務の効率化に資するよう、証紙により納付することとしている一般旅券の発給等の事務に係る手数料についてクレジットカードを用いた電子的な方法により納付することができることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道保健福祉部手数料条例(平成12年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表46の項の次に次のように加える。

46の2 旅館業法第3条の2第1項の規定に基づく譲渡による営業者の地位の承継の承認の申請に対する審査	譲渡による旅館業承継承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき
--	-------------------	--------	---------

別表47の項中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同表48の項中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例(昭和24年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第6条中「及び法第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

説 明

旅館業法の改正に鑑み、旅館業の譲渡による営業者の地位の承継の承認の事

務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例案

北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例

北海道地方競馬実施条例（昭和52年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、競馬法施行規則第56条第4項の規定により指定した競走に競馬法第14条の登録を受けた馬の出走の申込みを行う者及び騎乗の申込みを行う同法第16条第1項の免許を受けた者に係るものについては、この限りでない。

第6条中「公正」の次に「若しくは円滑な実施」を、「競馬場内」の次に「及び場外設備（競馬法施行令第2条第1項に規定する場外設備をいう。）内」を加える。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第4条にただし書を加える改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

説 明

競馬法の改正に鑑み道営競馬の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、指定交流競走における日本中央競馬会の出走馬等の申込手数料を徴収しないこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「192円50銭」を「220円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例第18条第2項の規定は、この条例の施行の日の属する使用月（同項に規定する使用月をいう。以下同じ。）分以後の使用料について適用し、同日の属する使用月分前の使用料については、なお従前の例による。

説 明

公共下水道の使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。